５　火山監視・警報センターに、所長を置く。

６　火山対策官は、命を受けて、火山課の所掌事務に関する火山災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（火山防災情報調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　火山活動評価解析官は、火山現象の予報及び警報並びに火山現象に関する情報の作成に関し必要な火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の評価及び解析並びにこれらの結果の発表に関する事務をつかさどる。

８　火山機動観測管理官は、火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測（火山及びその周辺に赴いて実施するものに限る。）に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

第五款　地球環境・海洋部

（地球温暖化対策調整官、地球環境観測ネットワーク企画調整官及び観測船運用管理官）

第四十二条　地球環境業務課に、地球温暖化対策調整官、地球環境観測ネットワーク企画調整官及び観測船運用管理官それぞれ一人を置く。

２　地球温暖化対策調整官は、命を受けて、地球環境業務課の所掌事務に関する地球温暖化に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の関係機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

３　地球環境観測ネットワーク企画調整官は、命を受けて、地球環境業務課の所掌事務に関する海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び交換に係るネットワークの構築及び運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の関係機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

第四十四条　削除

４　観測船運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観測船の運用に関する企画及び立案に関すること。

二　観測船による観測の実施に関する関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

（異常気象情報センター及び気候モデル開発推進官）

第四十三条　気候情報課に、異常気象情報センター及び気候モデル開発推進官一人を置く。

２　異常気象情報センターは、異常気象に関する情報の収集及び発表に関する事務をつかさどる。

３　異常気象情報センターに、所長を置く。

４　気候モデル開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候モデルの開発及び改良の推進に関すること。

二　気候モデルの運用に関する指導に関すること。

（海洋気象情報室及び沿岸防災情報調整官）

第四十四条　海洋気象課に、海洋気象情報室及び沿岸防災情報調整官一人を置く。

２　海洋気象情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上気象及び海水象に関する情報（長期的な海洋汚染に関するものを除く。）の収集及び発表に関すること（沿岸防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　海面水温並びに海流及び海氷の状況の予報に関すること（気候情報課の所掌に属するものを除く。）。

３　海洋気象情報室に、室長を置く。

４　沿岸防災情報調整官は、命を受けて、海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関する事務のうち沿岸域における災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。